

# 環境保全型農業総合支援事業実施要領

## 第1 目的

この要領は、家畜排せつ物の利用について円滑な堆肥流通利用を図るため、広域的に堆肥を流通させる組織作り及び耕畜連携を積極的に推進することを目的として定める。

## 第2 事業の内容

### 1 地域連携堆肥流通促進対策

耕種農家との連携による広域流通体系を確立するため、市町村・農業団体、3戸以上の営農集団等が事業主体となり、堆肥貯蔵施設等を整備する。また、堆肥を地域外に供給する広域的な耕畜連携の組織づくりに関する取組に対して支援する。

### 2 地域環境調和型畜産施設緊急整備

3戸以上の営農集団（畜産農家を含む）が事業主体となり、悪臭等予期しなかった環境問題等が発生した場合に対応出来るような施設の改良およびそれら問題等の発生を防止するための施設の整備に対して支援する。

## 第3 事業区域

県内全域とする。

## 第4 事業の推進体制

この事業を実施する事業主体は、広域本部及び広域本部地域振興局の農業普及・振興課、市町村、農業協同組合等関係機関との連携体制を整備し、積極的な取組がなされること。

## 第5 助成

県はこの事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる事業について、予算の範囲内において補助するものとする。

## 第6 事業実施

本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則34号）及び熊本県農業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第7 事業実施計画の認定申請

- 1 要項第3条の事業実施計画承認申請書は別に知事が定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書に添付する事業計画書は、別記第1及び2号様式によるものとする。

第8 事業実施計画の変更承認申請

要項第5条第1項の事業実施計画変更承認申請書に添付する事業実施変更計画書は別記第1及び2号様式を準用する。

第9 補助金の交付申請

要項第6条第2項の事業計画書は別記第1号様式によるものとする。

第10 補助金の変更交付申請

要項第8条第2項の事業変更計画書は別記第1号様式を準用する。

第11 交付決定前着工

要項第9条の補助金等交付決定前着工承認申請書の様式は別記第3号様式によるものとする。

第12 事業実績報書

要項第13条第2項の事業実績書の様式は別記第1及び第2号様式を準用する。

第13 補助金の請求

要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払い又は前金払いにより受けようとするときは、別記第4号様式によるものとする。

第14 財産の処分の制限

要項第17条第1項の別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

附則

この要領は平成19年4月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成24年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成27年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

事業種類	事業内容	補助事業者及び事業実施主体	採択要件	補助率
(1) 地域連携堆肥流通促進対策	<p>この事業は、耕種農家との連携による広域流通体系を確立するため、市町村・農業団体、3戸以上の営農集団等が事業主体となり、堆肥貯蔵施設等の整備、並びに堆肥を地域外に供給する広域的な耕畜連携の組織づくりに関する取組に対して補助する。</p> <p>1) 堆肥貯蔵施設等の整備に対する補助 堆肥化貯蔵施設、切り返し機、堆肥散布車 等</p> <p>2) 組織づくりに関する取組に対する補助 ① 堆肥散布請負組織作りに関する経費 ② 堆肥散布作業等の労力を軽減するための取組に関する経費 ③ 堆肥施用の効率化を図るための取組に関する経費</p>	<p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団</p> <p>ただし、農事組合法人及び営農集団が事業主体として実施する場合は市町村が補助事業者として実施するものとする。</p>	<p>事業種目(1)の1)に関する採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥の利用供給協定が結ばれていること、もしくは当該年度までに協定を結ぶことが確実に見込まれること。</li> <li>・ 施設で利用する堆肥は、県内畜産農家から供給された堆肥であること。</li> </ul> <p>事業種目(1)の2)に関する採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境負荷低減の観点における施肥基準、防除指針あるいはそれに準ずる指針等が作成されていること。</li> <li>・ 事業主体が営農集団である場合は、農協および市町村の支援が行われること。</li> </ul>	<p>1/2以内 事業費の1/10を市町村または農業協同組合が負担する場合は、積極的に採択する</p> <p>事業種目(1)の1)に関する補助上限額 12,000千円</p> <p>1/2以内 事業種目(1)の2)に関する補助上限額 1,000千円</p>
(2) 地域環境調和型畜産施設緊急整備	<p>この事業は、市町村・農業団体、3戸以上の営農集団等（畜産農家を含む）が事業主体となり、悪臭等予期しなかった環境問題等が発生した場合に対応出来るような施設の改良およびそれら問題等の発生を防止するための施設の整備に対して補助する。</p> <p>堆肥化処理施設、浄化処理施設、攪拌機械、切り返し機、ふん尿運搬車、堆肥散布車 等</p>		<p>事業種目(2)に関する採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農集団の場合、畜産農家1戸を含む3戸以上であること</li> <li>・ 家畜排せつ物法に基づく指導助言書の交付を受けていないこと。</li> </ul>	<p>1/2以内 事業費の1/10を市町村または農業協同組合が負担する場合は、積極的に採択する</p> <p>事業種目(2)に関する補助上限額 12,000千円</p>



整理番号	No
実施年度	平成 年度

## 平成〇〇年度環境保全型農業総合支援事業計画書

事業実施主体名      ○△エコロジー組合

---

平成    年    月    日

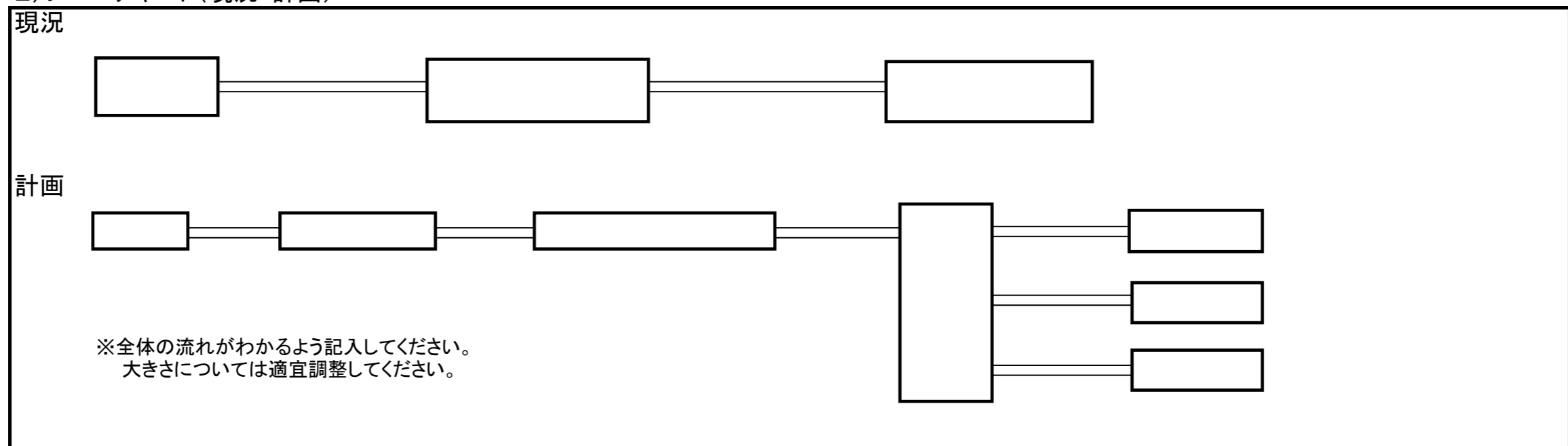
熊本県      ○〇町

---

1) 参加農業者の概要

氏名 認定農業者認定日	住所	区分	耕地面積(a)			飼養頭数(頭)				作物作付け延べ面積(a)					備考		
			水田	畑	計				計					計	年齢	後継者	
		現況															
		目標															
		現況															
		目標															
		現況															
		目標															
		現況															
		目標															
	計	現況	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0			
		目標	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0			

2) フローチャート(現況・計画)





第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 潮谷義子 様

所在地  
名称  
代表者氏名

平成 年度環境保全型農業総合支援事業交付決定前着工承認申請書  
平成 年度農業総合支援事業実施計画に基づく別添事業について、別記条件を了知の上、交付決定前に着工したいので熊本県農業振興補助金等交付要綱第9条の規定により承認されたく申請します。

記

1. 事業種目
2. 事業量
3. 事業費
4. 事業主体
5. 着工予定年月日
6. 竣工予定年月日
7. 補助金等交付決定前着工を必要とする理由
8. 工程表 別紙に記載

別記条件

1. 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
2. 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
3. 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。



